

意見書案第13号

憲法違反の「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成27年8月10日提出

提出者			
向日市議会議員	山田	千枝子	
	飛鳥井	佳子	
賛成者			
向日市議会議員	丹野	直次	
	北林	重男	
	常盤	ゆかり	
	米重	健男	
	松山	幸次	
	杉谷	伸夫	

憲法違反の「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書

安倍政権が今国会で成立させようとしている集団的自衛権行使を柱とした「安全保障関連法案」は、他国軍隊の軍事行動に自衛隊が参加することを可能にする法案であり、再び戦争への誤った道を開こうとするものである。

これまで、歴代政府は「日本への直接的な攻撃があった場合にのみ、自国の防衛のために必要最小限の武力を行使することが許されている。」との個別的自衛権に限るとした専守防衛によって、自衛隊と憲法9条の共存を図ってきたが、この法案は、これまでの憲法解釈の枠を大きく逸脱するものである。

6月4日の衆議院憲法審査会で、自民党推薦の参考人を含む3人の憲法学者がそろって「安全保障関連法案」を「違憲だ」と述べ、我が国の多くの憲法学者らも「法案は違憲」として反対し、廃案を求めている。

7月16日の衆議院での「安全保障関連法案」強行採決以後、報道各社の世論調査には国民の7割が「政府は納得のいく説明をしていない」と答え、法案「反対」が6割以上となっている。

「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」というのは、長年にわたり定着した憲法解釈である。国の最高法規である憲法を一内閣の解釈変更により、形骸化することは立憲主義の否定であり、国民への背信行為である。

戦後70年、あの悲惨な戦争の反省からつくられた日本国憲法は日本が再び「戦争する国」にならないことを固く決意してつくられたものである。集団的自衛権行使によって、世界に誇れる憲法9条の形骸化は許されない。

よって、世界平和都市宣言をおこなっている向日市の市議会として、平和を守り、市民の命と暮らしを守る立場から「安全保障関連法案」の廃案を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年8月10日

京都府向日市議会